

# 東近江市道路台帳整備業務 實施設計書

令和7年度 第2077号  
箇所：東近江市全域

¥ 円

内訳  
委託業務価格 円  
消費税及び地方税相当額 円

設計大要

拡幅改良業務	3.61	k m
道路区域線変更	0.35	k m
道路台帳、調書作成	1	式
路線網図作成	1	式

東近江市

管理課

令和7年10月1日 設計

内訳									
工種	種別	細別	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接費					式	1.00			
	現況平面図作成(レベル500)				式	1.00			
		拡幅改良			km	3.13			代価表第1号
	現況平面図作成(レベル1000)				式	1.00			
		拡幅改良			km	0.48			代価表第2号
	道路台帳図作成(レベル500)				式	1.00			
		拡幅改良			km	3.13			代価表第3号
	道路区域線				km	0.35			代価表第4号
	道路台帳図作成(レベル1000)				式	1.00			
		拡幅改良			km	0.48			代価表第5号
	道路台帳調書作成				式	1.00			
		拡幅改良			km	3.61			代価表第6号
	認定路線網図データ修正				式	1.00			
		認定路線網図データ修正			式	1.00			代価表第7号
	データ検証				式	1.00			
		データ検証			式	1.00			代価表第8号
	協議・打合せ				式	1.00			
		協議・打合せ			式	1.00			代価表第9号
間接費					式	1.00			
	諸経費				式	1.00			直接費の %



代価表第1号

## 代価表

現況平面図作成（レベル500）

標準作業量

拡幅改良

10.00 km

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計					10.00 km	当り
	適用なし				1.00 km	当り

代価表第2号

## 代価表

現況平面図作成(レベル1000)

標準作業量

拡幅改良

10.00 km

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計						10.00 km 当り
	適用なし					1.00 km 当り

代価表第3号

## 代価表

道路台帳図作成（レベル500）

標準作業量

拡幅改良

10.00 km

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計						10.00 km 当り
	適用なし					1.00 km 当り

代価表第4号

## 代価表

道路台帳図作成（レベル500）

標準作業量

道路区域線

10.00 km

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計					10.00 km	当り
	適用なし				1.00 km	当り

代価表第5号

## 代価表

道路台帳図作成（レベル1000）

標準作業量

拡幅改良

10.00 km

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計						10.00 km 当り
	適用なし					1.00 km 当り

代価表第6号

## 代価表

道路台帳調書作成

標準作業量

拡幅改良

10.00 km

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計						10.00 km 当り
	適用なし					1.00 km 当り

代価表第7号

## 代価表

認定路線網データ修正

標準作業量

1.00式

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計						1.00式 当り
	適用なし					1.00式 当り

代価表第8号

## 代価表

データ検証

標準作業量

1.00式

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
測量助手			人日			令和7年10月1日基準単価
材料費			式			直接人件費の %
合 計						1.00式 当り
	適用なし					1.00式 当り

代価表第9号

## 代価表

協議・打合せ

標準作業量

1.00式

名 称	規 格	数 量 (外 業)	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師			人日			令和7年10月1日基準単価
測量技師補			人日			令和7年10月1日基準単価
合 計						1.00式 当り
	適用なし					1.00式 当り

## R7-2077 号仕様書 東近江市道路台帳整備業務

### (目的)

第1条 本業務は、東近江市（以下「甲」という。）が管理する道路について、現況平面図、道路台帳図等をデジタル化及び修正デジタル化し、道路台帳調書データ、認定路線網データ等とともに道路管理システムで一元管理することにより、道路管理行政の効率化を図ることを目的とする。

### (準拠法令等)

第2条 本業務は、本特記仕様書と以下の法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法
- (2) 道路法
- (3) 地方交付税法
- (4) 国土交通省道路局道路施設現況調査提要
- (5) 東近江市公共測量作業規程
- (6) 公共測量作業規程の準則
- (7) 東近江市財務規則
- (8) その他関係法令等

### (貸与資料)

第3条 本業務に必要と認められる以下の資料を甲から受注者（以下「乙」という。）に貸与するものとし、貸与された資料は責任をもって保管し、紛失、汚損等を生じさせないように十分注意するとともに、業務終了後速やかにこれを返却するものとする。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 道路台帳デジタルデータ (Shape 形式)          | 1 式 |
| (2) 道路台帳調書データ (Microsoft Access 形式) | 1 式 |
| (3) 認定路線網図 (Shape 形式)               | 1 式 |
| (4) 橋梁等施設台帳データ (PDF 形式)             | 1 式 |
| (5) 東近江市道路台帳図データ製品仕様書               | 1 式 |
| (6) 道路台帳補正業務データ更新対象一覧               | 1 式 |
| (7) 道路管理システムデータ補正作業資料               | 1 式 |
| (8) その他必要な資料                        | 1 式 |

### (業務概要)

第4条 本業務の作業概要は以下のとおりとする。

- (1) 道路台帳整備（レベル 500 拡幅改良） 3.1 キロメートル

- (2) 道路台帳整備（レベル 500 道路区域線） 0.3 キロメートル
- (3) 道路台帳整備（レベル 1000 拡幅改良） 0.4 キロメートル
- (4) 認定路線網データ修正 1 式
- (5) データ検証 1 式
- (6) 協議及び打合せ 1 式

（作業計画）

第5条 本業務の実施に当たり、乙は各作業を工期内に遅滞なく完了させるため、以下の書類を提出の上、甲の承認を受けるものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者選任通知書（業務経歴書を添付）
- (4) その他甲が必要と認める資料

（疑義）

第6条 本特記仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議によって決定するものとする。

（関係官公署への手続）

第7条 本業務の実施に当たり、必要な関係官公署に対する諸手続は、甲の指示に従い、乙の責任において迅速に処理するものとする。

（事故の処理）

第8条 本業務実施中生じた諸事故や第三者に与えた損害は、乙の責任において解決するとともに、発生原因、経過及び被害の内容を速やかに甲へ報告するものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙は、本業務の遂行により知り得た情報を甲の承認を得ずに第三者に漏らしてはならず、本業務の契約終了後においても同様とする。

（検査）

第10条 甲は、業務完了後作成したデータが道路管理システム上で円滑に動作するように検査を行うこととする。検査によりデータに不具合が発見された場合には、乙の責任において速やかにデータ修正を行い、甲が設定した期日までに修正を行うものとする。また、再検査に要する費用については乙の

責任において行うものとする。

(実施体制)

第 11 条 乙は、業務全体の技術管理責任者として、主任技術者を選任することとし、主任技術者は、道路台帳に関する制度及び技術に精通している者とし、測量士の資格を有するものとする。また、空間情報分野に関する高度な専門知識及び豊富な経験を有している空間情報総括監理技術者を照査技術者として設置し業務を遂行することとする。

(現況平面図作成)

第 12 条 乙は、現況平面図作成については、市道への移管、道路改良、道路拡幅等により市道認定、区域決定、区域変更及び供用開始する路線について実施するものとし、業務対象路線指示図（住宅地図等に記載）を用いて更新位置図の作成を行った後、甲と協議の上、平板測量や航空写真測量等により実施するものとする。現況平面図については、レベル 500（八日市地区、能登川地区）及びレベル 1000（永源寺地区、五個荘地区、愛東地区、湖東地区、蒲生地区）とし、東近江市公共測量作業規程に基づくものとする。また、現地調査に際しては、地元住民とのトラブルの発生等がないように十分注意し、現地において不明箇所等が発生した場合には、甲と協議の上、指示に従うものとする。

なお、現地進入時には身分証明書を携帯するものとする。

(台帳図作成)

第 13 条 乙は、作成された現況平面図を基に、各路線の起終点位置及び道路区域について、現況平面図を用いて区域確認図作成後、甲と協議の上、道路区域の決定を行うものとする。道路新設箇所については、各台帳要素を数値化し、区間ごとの各種面積や延長等を道路台帳図データから算出可能にするため道路台帳図データの構造化を行うものとする。構造化に当たっては、道路法、道路施設現況調査提要等に定める数値が図形データから自動算出できるよう道路部、車道部、歩道部、側溝等の種別ごとに全ての項目を行うものとする。また、拡幅改良箇所については、更新対象の区間ごとに延長及び面積の測定を行い、従前データとの整合を図るものとする。

なお、国道及び県道と重用となる路線については、データの取得後、重用処理を行い、実延長及び実面積を除外し、システム上で着色が可能なようにするものとする。廃止路線については、対象箇所の削除等の処理を行うものとする。

2 本業務での図形データ整備における参考資料は以下のものとする。

- (1) 東近江市道路台帳図データ製品仕様書
- (2) 道路台帳補正業務データ更新対象一覧
- (3) 道路管理システムデータ補正作業資料

(道路台帳調書作成)

第14条 道路台帳調書作成については、甲が導入している道路管理システムに搭載可能なデータ形式（Microsoft Access）とし、必要な調書様式については、以下を基本とする。

(1) 国土交通省による調書

- ア 道路現況（総括）台帳 (国土交通省1号様式)
- イ 道路現況（独立専用自歩道）台帳 (国土交通省2号様式)
- ウ 道路現況（部分自歩道）台帳 (国土交通省3号様式)
- エ 橋梁現況台帳 (国土交通省5-1号様式)
- オ トンネル現況台帳 (国土交通省5-2号様式)
- カ 踏切道現況台帳 (国土交通省6号様式)
- カ 踏切道現況台帳 (国土交通省7号様式)

(2) 総務省による調書

- ア 道路（橋梁）増減調書
- イ 地方交付税基礎数値集計表

(3) 道路法による調書

- ア 道路台帳
- イ 実延長調書
- ウ トンネル調書
- エ 橋梁調書
- オ 鉄道等との交差調書

(4) その他調書

- ア 認定路線調書
- イ 道路現況調書
- ウ 公共施設状況調査
- エ 道路現況調書（滋賀県様式）

(その他データ修正)

第15条 その他のデータ修正として国道及び県道が重用されたもの又は解除されたものについて、市道として実延長及び実面積を算入し、システム上で着色が可能なように処理を行うこととする。また、過去に更新する過程等にお

いて誤りがあったデータの修正も行うこととする。

(認定路線網図データ修正)

第16条 甲から貸与する認定路線網図データを用いて、更新箇所について以下の事項のデータ修正を行うものとする。

- (1) 路線経路
- (2) 路線番号
- (3) 道路種別
- (4) 起終点の位置
- (5) 供用開始の有無
- (6) その他

(橋梁台帳作成)

第17条 過年度に実施した橋梁点検業務の結果より橋梁台帳の作成が必要な橋梁について、橋梁台帳を、甲が導入している道路台帳管理システムに搭載可能なデータ形式で作成する。必要な調書様式については、下記を基本とする。また、作成に関しては橋梁点検結果を利用するものとするが、橋梁調書作成に対して不足する項目については適宜現地調査を実施し作成するものとする。

- (1) 国土交通省による調書  
橋梁現況台帳（国土交通省5号様式）
- (2) 道路法による調書  
橋梁調書

(データ検証)

第18条 前条の規定により作成したデータが道路管理システム上で円滑に動作するようにデータ検証を行い、検証結果報告書としてまとめることとする。また、別件業務にて後日セットアップを行うが、データに起因して発生した不具合については、乙の責任において速やかに復旧処理を実施するものとする。

(協議及び打合せ)

第19条 乙は、甲との打合せを緊密に行い、進捗状況を隨時報告することとする。また、乙は打合せ協議の記録簿を2部作成し、甲及び乙が各1部ずつ保管するものとする。

(成果品)

第20条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

なお、道路台帳現況平面図データについては Shape 形式、道路台帳図データ及び認定路線網図データについては Shape 及び PDF 形式、道路台帳調書データについては Microsoft Access 形式での納品を基本とする。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 道路台帳現況平面図データ（レベル 500、1000） | 1 式 |
| (2) 道路台帳図データ（レベル 500、1000）     | 1 式 |
| (3) 道路台帳図製本                    | 1 部 |
| (4) 道路台帳調書データ                  | 1 式 |
| (5) 道路台帳調書製本                   | 1 式 |
| (6) 認定路線網図データ                  | 1 式 |
| (7) 認定路線網図出力図                  | 1 式 |
| (8) 橋梁台帳                       | 1 式 |
| (9) 報告書                        | 1 式 |
| (10) その他監督員が指示するもの             | 1 式 |